

五泉市農業委員会

令和4年 第12回 定例総会議事録

会議開催 令和4年12月21日(水) 午後2時00分
場 所 村松公民館 4階 講堂

出席委員(19人)

1番	大湊 弘明	2番	渡辺 清滋
3番	今井 聡	4番	亀山 公子
5番	大槻 彰吉	6番	高橋 喜美子
7番	川村 孝雄	8番	林 毅
9番	権平 孝男	10番	金子 信行
11番	小泉 和吉	12番	長谷川 亘
13番	渡邊 利雄	14番	羽賀 隆
15番	阿部 伸由	16番	樋口 勝俊
17番	酒井 美奈子	18番	加藤 健一
19番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局長	山口 広也	次長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係長	阿部 隆
主査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和4年第12回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和4年 第12回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、1番 大湊 委員より遅刻の連絡がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号17番 酒井美奈子 委員、1番 大湊弘明 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

 調査班の班長1番 大湊弘明 委員がまだ出席されていませんので、事務局から報告してもらいます。

阿部係長 はい議長。事務局より報告いたします。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として12月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から、大湊 委員、長谷川 推進委員、劔 推進委員、渡邊 推進委員と、事務局の本間所長と私とで管内を見て参りました。

 五泉地区では小山田、小栗山、村松地区では上木越、青橋、高松等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、賃貸借が1件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、賃貸借の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、田3筆、合計面積2,416㎡を議案書記載の依数で貸し借りするものです。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

阿部係長 はい議長。説明いたします。
番号1番は青橋地内の田でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、贈与1件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は上木越地内の田1筆、面積231㎡を宅地の拡張、具体的には庭・サッカーコートとする永久転用案件で、贈与となります。

14ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、上木越地内の第1種でも第3種にも該当しない第2種農地で、小規模の生産性の低い農地であり周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

阿部係長 はい議長。説明いたします。

番号1番は上木越地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

17ページをご覧ください。今月は3件の申し出がありました。

番号1番から3番の内容については、令和4年12月14日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から3番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積1,953㎡。番号2番は、合計面積1,781㎡。番号3番は、面積532㎡。

番号3番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

ただいま大湊 委員が到着されましたので、出席を認めます。

(大湊弘明 委員 出席)

議長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

20 ページの番号 3 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

20 ページをご覧ください。番号 3 番は新規の利用権設定の案件です。番号 3 番は、合計面積 1,968 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 3 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 3 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、37 ページの番号 20 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 20 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

37ページをご覧ください。番号20番は新規の利用権設定の案件です。番号20番は、面積1,780㎡。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号20番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号20番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議長 続きまして、「通常案件」の番号3番と20番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は38件、その内、賃貸借の新規は21件、再設定は17件の申し出がございました。

19ページからをご覧ください。番号3番と20番を除く、番号1番から21番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積1,948.30㎡。番号2番は、合計面積1,595㎡。番号4番は、面積1,110㎡。番号5番は、合計面積9,351㎡。番号6番は、面積997㎡。番号7番

は、合計面積 3,420 m²。番号 8 番は、合計面積 10,208.81 m²。番号 9 番は、合計面積 4,081.75 m²。番号 10 番は、合計面積 11,080 m²。番号 11 番は、面積 869 m²。番号 12 番は、合計面積 6,350 m²。番号 13 番は、合計面積 10,741 m²。番号 14 番は、合計面積 6,168 m²。番号 15 番は、合計面積 2,042 m²。番号 16 番は、合計面積 15,976 m²。番号 17 番は、面積 106 m²。

番号 17 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 18 番は、合計面積 2,044 m²。番号 19 番は、合計面積 10,291 m²。番号 21 番は、合計面積 2,041 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、38 ページをご覧ください。番号 22 番から 38 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 3 番と 20 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 3 番と 20 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

53 ページからをご覧ください。今月は、1 件の申し出がございました。番号 1 番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、面積 3,036 m²。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

今月は、総数 田 3,036 m²を農地中間管理機構へ貸借します。これらの計画は、農地

中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和4年第12回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時26分 閉会)